

小川町省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱

（ 令和5年6月23日 ）
（ 告 示 第112号 ）

（趣旨）

第1条 この告示は、環境への負荷の少ない省エネ家電製品への買換えの促進を図ることにより、町民の地球温暖化防止への意識啓発に寄与するとともに、電力、ガスその他のエネルギーの価格高騰による家庭の費用負担を軽減するため、省エネ家電製品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において小川町省エネ家電製品買換え促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、小川町補助金等の交付に関する規則（昭和50年小川町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ家電製品 省エネエアコンディショナー（以下「省エネエアコン」という。）及び省エネ電気冷蔵庫（以下「省エネ冷蔵庫」という。）をいう。
- (2) 町内の販売店 小川町内に本店、支店又は営業所を有し、省エネ家電製品を販売する事業所をいう。
- (3) 町外の販売店 小川町を除く比企郡、東松山市、熊谷市及び深谷市に本店、支店又は営業所を有し、省エネ家電製品を販売する事業所をいう。

（補助対象製品）

第3条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品（以下「補助対象製品」という。）は、町内にある住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が総面積の2分の1以上のものに限る。以下同じ。）に設置するもので、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 令和5年7月1日から令和6年1月31日までの間に購入及び設置が完了した省エネ家電製品であること。
- (2) 既存のエアコンディショナー及び電気冷蔵庫を撤去及び処分し、省エネ家電製品への買換えであること。
- (3) 町内の販売店又は町外の販売店において、購入した新品の省エネ家電製品で、

リース品でないこと。

- (4) 省エネエアコンは、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「経済産業省告示」という。）別添1-1に定める様式による表示において、多段階評価の星の数3以上のもので、かつ、省エネ基準達成率が100パーセント以上のものであること。
- (5) 省エネ冷蔵庫は、経済産業省告示別添4-1に定める様式による表示において、多段階評価の星の数3以上のもので、かつ、省エネ基準達成率が100パーセント以上のものであること

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する町内にある住宅に補助対象製品を購入及び設置する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により小川町の住民基本台帳に記録される者
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者と同一世帯に属する者が補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用（ポイント利用割引、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 補助対象製品本体の購入に要する費用
- (2) 省エネエアコンの設置工事に要する費用（既存のエアコンディショナーの取外し等に要する費用を除く。）

（補助金額の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、申請者1人につき補助金の交付は、補助対象製品2台を上限とし、交付申請は1回に限り行うことができる。

- (1) 町内の販売店から購入する場合 補助対象経費の4分の1に相当する金額。

ただし、1台につき55,000円を上限とする。

(2) 町外の販売店から購入する場合 補助対象経費の5分の1に相当する金額。

ただし、1台につき50,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 国、県その他の団体の補助制度と併用する場合は、補助対象経費の額から当該補助制度で受ける金額を控除するものとする。

4 補助対象製品を町内の販売店及び町外の販売店からそれぞれ購入した場合は、それぞれの販売店に応じた補助率及び補助金上限額とし、その合計額とする。

(補助金の交付総額)

第7条 補助金の交付は、予算に定める額の範囲内で行い、第9条第1項の規定による補助金の交付決定額の総額が当該予算に定める額を超えるときは、補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付申請書等)

第8条 申請書は、小川町省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に郵送で申請しなければならない。

- (1) 申請者が補助対象製品の購入に要した領収書及びその内訳書の写し
- (2) 補助対象製品の仕様及び規格が確認できる書類(前号に掲げる書類で確認できる場合を除く。)
- (3) 経済産業省告示別添様式による表示において、基準以上の製品であることが確認できる書類(前2号に掲げる書類で確認できる場合を除く。)
- (4) メーカーが発行した補助対象製品の保証書の写し
- (5) 家電リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票)(排出者控え)の写し
- (6) 買換え前及び買換え後の家電製品の設置状況等がわかる写真
- (7) 町内に住所を有することを証明する書類として住民票の写し(コピー不可)
- (8) 町税を滞納していないことを証明する書類(コピー不可)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者は、申請書を令和5年7月12日から令和6年2月22日までの間に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付

することが適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、小川町省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは補助金の不交付を決定し、小川町省エネ家電製品買換え促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付の決定は、交付申請のあった日から順次行うものとし、補助金の交付決定額の総額が、予算に定める額を超えることとなるときは、その日以後の交付申請に係る補助金の交付の決定を行わない。この場合において、同一の日に複数の補助金申請があったことにより、補助金の交付決定額の総額が予算に定める額を超えると見込まれるときは、町長が定める方法により抽選を行うものとし、当該抽選により決定した順序により補助金の交付の決定を行うものとする。

3 町長は、第1項の規定による補助金の交付の決定に当たって必要と認める場合は、条件を付すことができる。

（実績報告書）

第10条 規則第8条の報告書の提出は要しないものとする。

（補助金の交付）

第11条 町長は、第9条第1項の規定により補助金を交付することを決定したときは、当該決定を行った日において当該申請した額によって請求があったものとみなし、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、補助金の申請額と当該決定による確定額が異なる場合は、確定額により補助金を交付するものとする。

（補助金の交付に係る状況調査）

第12条 町長は、第9条第1項の規定による審査又は補助金の交付に関し必要と認めるときは、当該審査に係る申請をした者又は第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（アンケートへの協力）

第13条 交付決定者は、町長が実施する地球温暖化の防止に係る対策の推進に関するアンケートに協力するよう努めなければならない。

（書類の整備）

第14条 交付決定者は、補助対象製品の設置に係る支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、取得した省エネ家電製品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(補助金の返還)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは交付決定者に対して、交付した補助金の全額を返還するように命じるものとする。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を辞退したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (4) その他町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

小川町省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

小川町長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

小川町省エネ家電製品買換え促進補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助対象製品を設置する場所		小川町				
補助対象製品①	補助対象製品① (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 省エネエアコン		<input type="checkbox"/> 省エネ冷蔵庫		
	設置する補助対象製品	メーカー名				
		製品の型番				
		多段階評価星の数		省エネ基準達成率	%	
	補助対象製品の購入先 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 町内販売店 (25%)		<input type="checkbox"/> 町外販売店 (20%)		
		住 所				
		販売店名				
		連 絡 先				
	設置した年月日	年 月 日				
	補助対象経費（税抜き・1,000円未満端数切捨て）	円 × % = 円 (※補助上限額 町内 55,000円 町外 50,000円)				
	①の補助金申請額	円・・・①				
補助対象製品②	補助対象製品② (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 省エネエアコン		<input type="checkbox"/> 省エネ冷蔵庫		
	設置する補助対象製品	メーカー名				
		製品の型番				
		多段階評価星の数		省エネ基準達成率	%	
	補助対象製品の購入先 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 町内販売店 (25%)		<input type="checkbox"/> 町外販売店 (20%)		
		住 所				
		販売店名				
		連 絡 先				
	設置した年月日	年 月 日				
	補助対象経費（税抜き・1,000円未満端数切捨て）	円 × % = 円 (※補助上限額 町内 55,000円 町外 50,000円)				
	②の補助金申請額	円・・・②				
補助対象製品①+②の補助金申請額の合計		円 (① + ②)				

<p>添付書類 (確認して、□に ✓を記入してくだ さい。)</p>	<p><input type="checkbox"/> (1) 申請者が補助対象製品の購入に要した領収書及びその内訳書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 補助対象製品の仕様及び規格が確認できる書類（前号に掲げる書類で確認できる場合を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 経済産業省告示別添様式による表示において、基準以上の製品であることが確認できる書類（前2号に掲げる書類で確認できる場合を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/> (4) メーカーが発行した補助対象製品の保証書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> (5) 家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）（排出者控え）の写し</p> <p><input type="checkbox"/> (6) <u>買換え前・買換え後の家電製品の設置状況等がわかる写真</u></p> <p><input type="checkbox"/> (7) 町内に住所を有することを証明する書類として住民票の写し（コピー不可）</p> <p><input type="checkbox"/> (8) 町税を滞納していないことを証明する書類（コピー不可）</p> <p><input type="checkbox"/> (9) (1)～(8)のチェック欄に<input checked="" type="checkbox"/>がありますか</p>
--	--

補助金の交付決定を受けた場合は、補助金交付要綱第11条の規定により、当該決定の日に補助金を請求するので、次の口座に振り込むよう依頼します。

金融機関名	銀行		本店
	信用金庫		支店
	農協		出張所
預金種別	普通・当座		
口座番号			
(ふりがな)			
名義人氏名			

※必ず申請者本人名義の口座を記入してください。

様式第2号（第9条関係）

小川町省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定通知書兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

小川町長



年 月 日付で申請のあった小川町省エネ家電製品買換え促進補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 確定額 円
- 3 交付条件 小川町省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

小川町省エネ家電製品買換え促進補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

小川町長



年 月 日付けで申請のあった小川町省エネ家電製品買換え促進補助金については、次のとおり不交付の決定をしたので、小川町省エネ家電製品買換え促進補助金第9条第1項の規定により通知します。

不交付の理由